

## 児童の性的搾取等に係る対策

### 1 「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）

国家公安委員会は、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、児童の性的搾取等に係る対策に関して、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う。

### 2 児童の性的搾取等に係る対策

児童に対する性的搾取及びその助長行為に係る予防、取締り、撲滅に向けた啓発及び被害児童の保護等の対策。

児童：18歳に満たない者

性的搾取：児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすること。

助長行為：児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等

### 3 児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議

犯罪対策閣僚会議の下に設けられていた児童ポルノ排除対策ワーキングチームに代わり、新たに、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議を設置（警察庁が庶務を担当。）。

議長 国家公安委員会委員長

構成員 内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

内閣府男女共同参画局長

警察庁生活安全局長

総務省総合通信基盤局長

法務省刑事局長

法務省人権擁護局長

外務省総合外交政策局長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

経済産業省商務情報政策局長

#### 4 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案）の概要

- (1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
- (2) 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
- (3) 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- (4) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- (5) 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- (6) 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化